

**ご注意**

**災害に便乗した悪質商法によるトラブルにご注意ください。**



建物修理に関して、「**火災共済（火災保険）へ請求ができる**」と誘う業者とのトラブルが増加しています。

特に、台風や雪災などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多発しており、国民生活センターでも注意を呼びかけているほか、各地域の消費生活センター等にも相談が寄せられています。

**「共済金で代金は全額支払われる」「自己負担なしで修理できる」「共済金の請求を代行する」**などと言って修理の勧誘を受けた場合は、すぐに契約等をしないようにしましょう。

慌てずに、**当組合へ対象となるのかを問い合わせ確認する、また、知り合いの修理業者等へ見積もりを依頼するなど検討して**みましょう。

**※共済金は、直接ご請求いただけます。**



### 主なトラブル事例

- 契約を結ばされ、解約したいと言ったら、共済金（保険金）の数10%を請求された。
- 共済金（保険金）の手続きをサポートするという契約を結ばされ、手数料を請求されたなど。

取扱組合

山口県火災共済協同組合

〒753-0074

山口市中央4丁目5-16 3階

TEL:083-925-6370

共同元受団体

全日本火災共済協同組合連合会

〒103-0007

東京都中央区日本橋浜町2-11-2